

ニ中スピリッツ

【学校教育目標】
「つくる（創造） みがく（実践）」

帯広市立帯広第二中学校

笑顔あふれ、充実の修学旅行！

5月9日（火）から12日（金）までの3泊4日、およそ100時間に及び寝食を共にした修学旅行が終わりました。

この旅行を通して、生徒たちは多くのことを学びました。

- ① 集団生活に学ぶ・・・集団の一員として自覚を持ち、お互いに助け合い、気配りをして生活する。
- ② 時間を学ぶ・・・時間厳守で行動し、集合時間を守る。
- ③ マナーを学ぶ・・・旅行先できちんとした挨拶・言葉遣い・マナーで人と接する。
- ④ 絆を学ぶ・・・非日常生活の中で、友達の新しい面を知り、仲間との絆を確かなものにする。
- ⑤ 道央・道南を学ぶ・・・歴史と文化的遺産等を調べ、肌で感じる。

今回の旅行で学んだことを活かし、体育祭や今後の行事に取り組んでくれることを期待しています。

保護者の皆様には、物心両面にわたりご支援をいただきまして深く感謝申し上げます。誠にありがとうございました。



出発式(西帯広駅前)



旧函館奉行所



五稜郭公園(タワーより)



函館山からの夜景



立待岬



ニセコのラフティング



全員でハンカチ落とし



帰着式

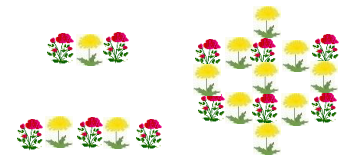
「同行同汗」

私が教育に携わってきて大切にしている言葉の一つに「同行同汗」があります。この言葉は「師弟同行」、「師弟同汗」といった言葉にも通じます。教育者として、生徒に寄り添い生徒と活動を共にし、教育に情熱を傾け一緒に汗をかくことが肝要だと考えます。

傍で一緒に生徒と行うことにより、その生徒の表情から性格や気持ちの変化等を察し、指導や支援につなげることが出来ます。思春期の中学生の時期は、大人に早くなりたいと背伸びをしたり、その反面まだまだ子どものように甘えたい時期です。ご家庭でもお子さんが悩んだり迷ったりする場面が出てきます。その時には、お子さんに寄り添いよき相談相手や支援者として、たとえ短い時間でもお子さんの話を聞いてください。

また、私たち大人をよきモデルとして見習ったり、特に思春期の時期は大人の矛盾点をついてくる時期でもあります。それだけ自我が成長してきた証拠です。もちろん、私たちも人間ですから、時には失敗したり間違ったりすることもあります。その時に言い訳をしたり、ごまかしたりするのではなく、お子さんを「一人の人間として尊重し、誠実に接する」ことが大切です。そうやって人間の生き方を子どもは学んでいき、また親も子どもと共に成長しようとする姿勢が重要だと思います。どうかご家庭でもお子様と話す場を持ち、子どもとの「同行同汗」の機会を増やしていただければと思います。

花壇整備ありがとうございました。



5/14(日)、PTA総務部の事業の一つである花壇整備を行いました。

当日は、気温が低い中でしたが、PTA総務部の花壇整備担当の方々、ニコム支援隊の方々、本校職員とサッカー部に協力してもらいながら、校舎正門前の花壇整備の作業を予定どおり終えることができました。

花壇の作業では、花を二中の文字と70周年を記念して数字の70を現わしたものの、アーチ状に並べたもの等、数種類の花をそれぞれのデザインに合わせて植えました。開花した時の花壇を今から楽しみにしたいと思います。お陰様で6日後に迫る体育祭を、気持ちよく迎えることができます。ありがとうございました。



自転車利用のルール遵守について

自転車関連事故は出会い頭衝突が半数以上

平成28年中の自転車第1当事者又は第2当事者となった交通事故(自転車関連事故)件数は、90,836件(前年比-7,864件、-8.0%)で、交通事故全体に占める割合は約2割(構成率18.2%)となっています。

自転車関連事故を事故類型別で見ると、出会い頭衝突が半数以上(同51.8%)を占めています。

また、相手当事者別で見ると、対自動車との事故が76,961件(同84.7%)と最も多くなっています。

5月は「自転車月間」でもあることから、なお一層、自転車利用に関わる基本的なルールの周知や良好な自転車交通秩序等に努めてほしいと思います。

〈自転車安全利用五則〉

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - ・二人乗り、並進の禁止
 - ・夜間のライト点灯
 - ・交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用
(児童・幼児の保護者責任者は、児童・幼児に乗車用のヘルメットをかぶらせるようにしましょう。)

自転車運転中に
危険なルール違反
を繰り返すと
↓
自転車運転者講習
を受けることになります。

自転車運転者講習の対象となる危険行為

- ・信号無視
- ・遮断踏切立入り
- ・指定場所一時不停止等
- ・歩行通行時の通行方法違反
- ・制動装置(ブレーキ)不良自転車運転

※警察庁・都道府県警察資料より